

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
1	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとらわれないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	〔成果〕 ・市内校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施した。 ・市内各校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施した。 〔課題〕 ・各校園での人権研修は多くの校園で年間2回以上実施できた。しかし、外部講師を招いての研修が実施できない校園があった。	B	〔目標〕 ・市内36校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施する。 ・市内36校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施し、報告内容をリーダー研修会等で共有し、各校園での研修に生かしていく。 【目標値】 ・各校園での人権研修を年2回以上実施する。	学校教育課
1	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとらわれないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	〔成果〕 ・保育者自身の人権感覚を高めるために、各園で研修を実施し、自己研鑽する機会を設けた。 ・子ども達の一人一人の姿を受け止め、自尊感情を育めるように保育内容や支援のあり方の充実を図ってきた。 〔課題〕 ・コロナ禍を経て、保護者研修が行われる機会が少なくなっている。保護者の人権意識も子どもに大きな影響を与えるため、研修や啓発の機会を設けていく。	A	〔目標〕 ・学校教育課とともに市内23園に人権保育計画訪問を実施。 ・各園にて職員人権研修を行い、職員の人権感覚を磨く。 【目標値】 ・各園での職員人権研修を年2回以上実施する。 ・各園の人権教育・保育推進計画を基に、教育・保育を展開していく。	幼保支援室
2	同和問題	学校・園における人権・同和教育の充実	・同和問題を正しく理解し、その解決に向けて主体的に行動する意識を高める教育の実践に向けて、『部落問題学習共通教材実践事例集』の研究および活用や、差別事件・事象の教材化を通して、教職員自身の研修の充実を図り、人権意識を高めます。	〔成果〕 ・市内小・中学校に対する人権教育・保育計画訪問で、地域総合センター職員と同席して、同和問題の解決に向けた研修を実施した。 ・小中学校で共通教材実践事例集について、公開授業、授業研究会を実施し、協議を重ねて全面改訂し、各校に配布した。 〔課題〕 ・市内共通研修資料を活用しきれていない学校がある。	B	〔目標〕 ・市内36校園に対する人権教育・保育計画訪問で、地域総合センター職員と同席して、同和問題の解決に向けた研修の機会とする。 ・小中学校の共通教材実践事例集について、現状に合せた教材となるように協議をし、公開授業、授業研究会を実施する。 【目標値】 ・公開授業などを年間2回以上実施する	学校教育課
3	同和問題	地域における人権・同和教育の推進	・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	〔成果〕 自治会と人権・同和教育行政推進班員が連携・相談しながら、自治会人権・同和问题学習会を開催した。その内1回は必ず同和問題について取り入れるよう依頼し、広く市民が同和問題について学び、解決に向けて行動するきっかけとなった。自治会役員に配布する「人権・同和问题学習会の手引き」には市民意識調査の結果およびその結果から考えられる学習会の必要性について掲載し、結果の周知を図った。 〔課題〕 市民意識調査の結果から、市や自治会等で開催する人権についての研修会に参加したことがない人が約6割で、若い年代ほど参加率が低くなっていることが分かる。参加者の固定化や世代の偏りを解消し、広く市民が参加する学習会開催への支援を行う必要がある。	B	〔目標〕 市民意識の現状を正しく理解し、市民が同和問題を「自分ごと」として考えられるような学習会となるよう、自治会や学区等に対して市民意識調査の結果の周知を行い、差別解消に主体的に取り組む市民意識の育成を図る。 人権・同和教育行政推進班実務研修会を毎年開催し、同和問題についての正しい知識と理解を身につけた職員が自治会学習会開催の支援を行う。 【目標値】 自治会人権・同和问题学習会の開催自治会数 71自治会 自治会人権・同和问题学習会の開催数 142回以上（各自治会2回以上）	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2-R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7-R11年度）の目標と数値	担当課
4	同和問題	地域における人権・同和教育の推進	・研修機会の充実、必要な資料の提供を通じて、同和問題について深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図ります。	〔成果〕 年3回、同和問題をはじめとする様々な人権課題をテーマに「人権教育指導者研修会」を開催するとともに、人権啓発に関する各種資料の送付や研修案内を行うことで、人権教育啓発講師団講師をはじめとする指導者の研修機会の確保と人権意識・資質の向上を図った。 〔課題〕 人権課題は複雑化・多様化しており、指導者は自治会等から世情に合わせた話を求められることも多いため、適切な研修機会や最新の人権課題に関する資料を提供する必要がある。	B	〔目標〕 市民意識調査の結果や、市内で発生・集約した部落差別事象を教材化し、同和問題に関する最新の情報を指導者に随時提供する。 同和地区への訪問や同和地区出身者との交流を行うなどして、指導者が実践的な知識を得る機会を提供する。 〔目標値〕 指導者を対象とした、同和問題に関する研修会の開催年1回以上	人権政策課
5	同和問題	企業・事業所における人権意識の向上	・企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和問題学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。	〔成果〕 コロナ禍、減少していた研修会参加者数が現在、コロナ前水準に戻りつつある。毎年、訪問調書により、企業・事業所での人権研修の実施状況や公正な採用選考システムの確立状況を確認するとともに、企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会に参加しやすい形態で開催することにより、人権・同和問題や公正採用選考についての学習を推進することができた。 ・訪問企業数（対面）：（R4 98社、R5 122社、R6 129社） ・企業内人権問題初任者研修： （R2 89名、R3 48名、R4 69名、R5 47名、R6 80名） ・事業所内人権教育公正採用研修： （R2 40名、R3 28名、R4 43名、R5 55名、R6 60名） ・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修： （R2 45名、R3 43名、R4 32名、R5 49名、R6 55名） ・事業所内人権教育研修トップセミナー： （R2 41名、R3 36名、R4 25名、R5 40名、R6 45名） 〔課題〕 ・人権教育を積極的に取り組まれる企業とそうでない企業の差は、企業の経営者や管理職、また、人権啓発担当者の人権意識の差であり、企業訪問を通じ、継続的に公正採用や人権啓発・人権研修の実施を促進していく必要がある。 ・各種研修会については、今後も継続して会場参加とZOOM等を活用したハイブリッド型の研修や2部制の実施等により、参加しやすい形態を整えていく必要がある。 ・企業内人権教育推進協議会の会員数が伸び悩んでいる。	A	〔目標〕 企業訪問については、原則対面での訪問を実施し、研修の必要性を伝える。また、訪問時に、企業内人権教育推進協議会に未加入の企業に対し、加入促進を図る。 同協議会の研修会では、企業の経営者や管理職、また、人権啓発担当者などへの人権研修に重点を置くとともに、より多くの参加者が得られるよう人権に関連した時代の情勢やトレンドを取り入れたテーマを設定し、研修内容の工夫を図る。また、引き続き、ZOOM等を活用したハイブリッド型の研修や、午前午後の2部制などの実施により参加しやすい環境を整え、さらなる参加者の拡大を図る。 ・企業内人権問題初任者研修（6月） ・事業所内人権教育公正採用研修（8月） ・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修（10月） ・事業所内人権教育研修トップセミナー（2月） 〔目標値〕 ・各研修会の参加者数 60名/回 ・企業内人権教育推進協議会会員数 150社	商工観光課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
6	同和問題	市民に対する啓発活動の充実	・これまでの啓発活動で積み上げてきた成果と手法の評価および市民意識調査結果を踏まえて、あらゆる世代にあらゆる手段で啓発が行き届くよう、人権啓発を効果的に実施し、予断や偏見に基づく差別意識や被差別部落に対する忌避意識の解消に向けた取組を推進します。 ・部落差別解消推進法が制定された背景とともに法律についての周知を図り、関連施策の充実を図ります。	〔成果〕 守山市まちづくり人権教育推進協議会と共催の人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」は、園児や児童、生徒が同和問題をはじめとする人権問題について考え、それを解決するために出来ることを表現する機会となった。 身元調査を防ぐ事前登録型本人通知制度の周知を行う際には、偏見、忌避意識と同和問題についての正しい理解や認識の啓発も行った。 部落差別解消推進法に関する各種啓発パンフレットを研修会等を通じて市民に配布した。 〔課題〕 市民意識調査の結果、若い年代ほど人権についての研修会への参加率が低くなっていることが分かることから、ホームページやオンライン研修、広報紙など、さまざまな媒体によって啓発活動を行う必要がある。	B	〔目標〕 ふれあいもりやま展の開催や各種啓発パンフレットの配布を継続し、同和問題に関する正しい理解と認識の啓発を行う。 事前登録型本人通知制度がオンライン申請で登録できることを周知し、広い世代に登録を促す。 ホームページを活用し、研修参加率の低い若い世代への啓発を積極的に行う。 【目標値】 同和問題（部落差別問題）の関心率 R6:33.3% → R11:50% 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）の認知度 R6:51.6% → R11:60% 事前登録型本人通知制度の認知度 R6:36.1% → R11:50% 事前登録型本人通知制度の登録者数 R6:919人 → R11:1,200人	人権政策課
6	同和問題	市民に対する啓発活動の充実	・これまでの啓発活動で積み上げてきた成果と手法の評価および市民意識調査結果を踏まえて、あらゆる世代にあらゆる手段で啓発が行き届くよう、人権啓発を効果的に実施し、予断や偏見に基づく差別意識や被差別部落に対する忌避意識の解消に向けた取組を推進します。 ・部落差別解消推進法が制定された背景とともに法律についての周知を図り、関連施策の充実を図ります。	〔成果〕 人権講座を核として、学区やPTAとタイアップした人権研修会を開催し、参加者の幅を広げた。内容については部落差別問題をはじめとした様々な人権課題を取り上げて、多くの方が興味・関心を持って参加できるようにした。また、人権講座の1講座をネット配信し、幅広く家庭や職場等でも人権学習ができるように工夫した。 〔課題〕 人権講座には市外からも参加があるが、市内の学校園職員や企業・団体等からの組織的な参加を促す必要がある。	B	〔目標〕 様々な機会に人権講座を紹介し、人権講座や自治会研修、教職員研修などを通じて同和問題について市民啓発を行っていく。 【目標値】 ・センター通信における関係する啓発60回（年12回発行） ・人権講座70回（年14回開催、年1回はオンライン配信）	人権政策課 地域総合センター
7	同和問題	えせ同和行為の排除	・えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題解決の大きな阻害要因となるものであり許されない行為であるとの認識のもと、現状の把握や遭遇した際の適切な対応方法についての情報提供を行うとともに、警察や天津地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、徹底した排除に向けた取組を推進します。	〔成果〕 毎年職員に向けて「えせ同和行為」に係る対応マニュアルを周知し、適切な対応方法についての情報提供を行った。 〔課題〕 いつ、誰がえせ同和行為に係る不当要求を受けても適切に対応できるよう、マニュアルの周知徹底を行うとともに、全ての職員が同和問題についての正しい理解と認識を深める必要がある。	B	〔目標〕 引き続き、「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを周知するとともに、人権・同和教育行政推進班実務者研修等の研修会でえせ同和行為について説明することにより、職員が迅速・適切な対応が行えるように体制を整える。マニュアルを示すだけでなく、研修会等の場で対応の仕方を示すなどして職員の再認識を図る。また、学校、企業・事業所等でも適切に対応してもらうため、学校や企業・事業所等を訪問した際に、「えせ同和行為」の対応を広く周知する。 【目標値】 事象発生件数 0件	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
8	同和問題	「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発	・住民票の写しや戸籍謄抄本等の第三者への交付を、事前に登録された本人に通知する制度について周知に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図ります。	〔成果〕 戸籍等の不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を目的として、事前登録型本人通知制度を実施しており、令和7年3月31日現在の登録者数は919人で、昨年同月と比較し101人の増加、登録率も0.11ポイントの増加となっている。また、登録の有効期限は、平成25年度の制度開始当初から無期限としている。 登録者数の増加に向けて制度の周知啓発を行うため、広報・ホームページへの掲載の他、本庁や支所での案内チラシ・申請書の設置や、制度案内の掲載した窓口封筒の配布、郵送請求者の領収書への制度案内の掲載、自治会別人権学習会の啓発資料への掲載により学習する機会を設ける等、様々な機会や媒体を活用した取組を行った。 また、令和6年11月から当制度のオンライン申請を開始し、オンラインによる申請者数は令和7年3月末現在29人となっている。 ・登録者数（令和7年3月末） 919人（前年度比 101人（12.3%）増） ・本人通知数 34人（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） 〔課題〕 制度の周知と、登録促進のための継続的な取組を今後も引き続き行っていく必要がある。	B	〔目標〕 事前登録型本人通知制度については、オンライン申請の活用も含め、広報、ホームページ、自治会別人権学習会や窓口配布文書への制度案内の掲載、新庁舎設置のデジタルサイネージを活用した啓発等を行い、引き続き周知に努めていく。また、職員に対しても、人権政策課と連携し、庁内掲示板システムによる案内を行い、制度理解の浸透と登録の促進に努める。あわせて、不正請求を未然に防げるよう、各種証明書の請求受付の際の本人確認を徹底する。 〔目標値〕 登録者数（令和11年度末） 1,200人	市民課
9	女性の人権	女性に対するあらゆる暴力防止の推進	・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	〔成果〕 DV等の配偶者間の暴力に関する相談については、女性相談支援員および母子・父子自立支援員が、相談者に寄り添いながら対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、相談者の課題解決を行った。 DV相談件数（延べ件数） ・R2 271件 ・R3 127件 ・R4 115件 ・R5 78件 ・R6 83件 ・R6 73件 〔課題〕 DVは周囲に見えにくく、被害者の判断力の低下等により、相談しにくい場合がある。相談窓口の啓発を行うとともに、引き続き早期発見のために、警察や女性相談支援センター等関係機関との連携により、相談者が安心して相談できる環境を整備する必要がある。	A	〔目標〕 ・相談者に寄り添った対応に努め、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。 ・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、女性相談支援員およびおよび母子・父子自立支援員のスキルアップを図る 〔目標値〕 設定なし	こども家庭相談課
9	女性の人権	女性に対するあらゆる暴力防止の推進	・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	〔成果〕 女性の悩み相談、男性の悩み相談の周知啓発を行っている。また、令和3年度また令和5年度に守山医師会・歯科医師会全ての診療所の悩み相談のカードを設置してもらった。その際併せて、性暴力のパンフレットも設置していただいた。 〔課題〕 令和6年度市民意識調査結果で、セクハラやDVを受けた人の割合は前回調査より増加しており、女性に対するあらゆる暴力防止の推進を図る必要がある。	B	〔目標〕 セクハラやDVIに関する相談窓口の周知を推進する。 〔目標値〕 セクハラやDVに関する相談窓口を知らない人の割合 R6 6.4% → R11 0%	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

<第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査>

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
10	女性の人権	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き、審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組みます。	〔成果〕 女性登用率については、令和5年から上昇傾向であり令和6年度末で38.3%となっている。令和7年度末40.0%を目指す。 〔課題〕 女性登用率は微増の傾向を維持しているが、女性委員が不在の審議会が2審議会あり、女性委員不在の審議会を解消する。	B	〔目標〕 女性不在の審議会を解消するとともに、女性登用率を増加し、ジェンダーギャップの解消を図る。 【目標値】 R6 38.3% → R11 43.0%	人権政策課
11	女性の人権	固定的な性別役割分担意識の解消	・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。	〔成果〕 令和6年度実施の市民意識調査結果で、しかし、市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感する」割合（「同感する」と「どちらかと言えば同感する」の合計）が18.7%であり、前回調査より14.5ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいる。 〔課題〕 意識の改善は進んでいるものの、実態面は、家事・育児について女性が担っており、実質的な男性の家事・育児参画が課題である。	B	〔目標〕 家事・育児に関する男性の参画を促進する。 【目標値】 次回意識調査で、「食事のしたく」、「食事の後片付け」、「掃除」、「洗濯」「子育てや子どもの世話」において「主として女性」の割合を減少させる。	人権政策課
12	子どもの人権	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	【実績・成果】 要保護児童対策協議会において、庁内関係課、学校園、児童相談所および警察等により構成する支援検討会議を月1回開催し、、管理ケースについて、支援の進捗状況報告、課題の共有等を行った。あわせて、管理ケースに応じて支援を担う関係機関が集まり、個別ケース検討会を開催し、具体的な支援の検討を行った。 また、緊急を要するケースについては、児童相談所での一時保護を行った。 ・家庭児童相談件数（実人数） R2 680件（内、児童虐待相談件数304件） R3 886件（内、児童虐待相談件数424件） R4 798件（内、児童虐待相談件数398件） R5 823件（内、児童虐待相談件数457件） R6 877件（内、児童虐待相談件数465件） 【課題】 家庭児童相談件数および児童虐待相談件数が、令和2年度から令和6年度にかけて増加しており、高止まり傾向となっている。とりわけ児童虐待については、保護者自身の発達特性、保護者の被虐待等（世代間連鎖）や子どもの発達特性への対応による育児疲れなど、1つの要因だけではなく複数の要因や直ちに解決が難しい課題を抱える中で、虐待リスクが高まり、相談・通告につながったと考えられる。	A	〔目標〕 ・要保護児童対策協議会が中心となり、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、対応を行う。 ・緊急を要する事案を把握した場合は、児童相談所と一時保護を含めた迅速な対応に努める。 ・学校園等の関係機関と連携を図りながら、相談や家庭訪問等を通じて、支援を要する家庭に寄り添った支援を行う。 ・こども家庭センターを基点に、母子保健課等関係各課との連携をさらに深める。 【目標値】 設定なし	子育て応援室
12	子どもの人権	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	〔具体的な取組〕 ・一人ひとりへの丁寧な関わりと虐待に対する認識の高まりにより、早期発見につながっている。また、子育て応援室等関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど継続的な見守りや支援ができた。 （課題） ・連絡の取りにくい家庭等に対して、どこの機関がパイプとなって関わっていけばよいか役割分担を行い、ケース会議を重ね、最良の策を検討していく必要がある。	B	〔目標〕 ・教職員による児童虐待の早期発見・早期対応に対するスキルアップと意識を高める研修を推進していく。 ・子育て応援室等との連携を図り、支援に向けた取組を行う。（適宜ケース会議等を開催する） 【目標値】 ・市SC、SSW研修を年3回実施する。	学校教育課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

<第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査>

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
13	子どもの人権	いじめ防止の推進		〔具体的な取組〕 ・各学校でいじめアンケートを実施し、「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を周知徹底した。そのことがいじめの早期発見、早期対応、未然防止につながり、教職員のいじめに対する認識が向上し、認知件数が増加した。（認知件数が増えることにより、いじめの早期発見、対応につながった） ○いじめの件数：小学校683件（187件増）、中学校277件（101件増） （課題） ・教職員が児童生徒の様子の変化に敏感に察知することや、職員間での情報共有、共通理解、共通実践など適切な対応を継続して行っていく必要がある。 ・教職員が適切ないじめ認知ができるよう、継続した研修等を行っていくことが必要である。	B	〔目標〕 ・各校でのいじめアンケートの実施する。 ・「守山市いじめ防止基本方針」および各校の「いじめ防止基本方針」の全職員への周知徹底を行う。 ・各校でいじめ問題に関する研修を行うことで、教職員がいじめの未然防止、早期発見に対応できるスキルを身に付け、学校全体としての対応力を高める。 ・各学校において、親身で丁寧な対応を行う。 〔目標値〕 ・「ここタン」（一人一台端末）による、心の健康チェックを定期的に行い、指導にいかす。 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
14	子どもの人権	不登校・学校不適應の児童・生徒に対する支援の充実		〔具体的な取組〕 ・教育相談担当が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等の関係機関と連携をしながら、適切な初期対応に努めた。 ・不登校課題の解消に向けた学校体制の整備を進めた。 ・市内2小学校、1中学校をSSRモデル校に認定し、環境整備などに努めた。モデル校においては、不登校児童生徒数の減少が見られた。 （課題） ・不登校児童生徒数の増加に伴い、要因も複雑化している。 ・教職員が対応できる件数に限界がある。また、保護者が協力的でないケースもあり、本人への支援が行いにくい。	B	〔目標〕 ・教育相談主任が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等の関係機関と連携を図りながら、不登校の要因を分析し、適切な初期対応に努める。 ・不登校課題の解消に向けた各校のSSRの活用を推進する。 ・不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を確保することを目的として、フリースクール等を利用するための必要な経費を助成する制度を開始する。 〔目標値〕 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
15	子どもの人権	子どもの貧困対策の推進		〔成果〕 ・経済的な支援が必要な場合等は、生活支援相談課へつなぐなど、関係部署・機関と連携し、利用できる制度の周知等の支援を行った。 ・経済的な課題を有する母子世帯等に、社会福祉協議会やフードバンクびわ湖等が実施する食料支援の情報提供を行った。 ・子ども食堂の実施についての周知を行った。 ・ひとり親家庭の自立促進、経済的自立支援のために、教育訓練講座を受講された場合に給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や資格取得支援のために専門学校等に修業された場合に給付金を支給する「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に取り組んだ。 R2～6 ・自立支援教育訓練給付金 11件 ・高等職業訓練給付金 9件 ・高卒認定試験 1件 〔課題〕 生活再建に向けたこれまでの取組の継続と雇用支援等の取組が必要であり、全庁的な取組が求められる。	B	〔目標〕 ・引き続き、生活支援相談課等の関係部署・機関と連携し、支援を行う。 ・子ども食堂等のこどもの居場所づくり等に資する活動について、連携や周知に努める。 ・引き続き、「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に努める。 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金事業を実施し、養育費の確保支援に努める。 ・児童扶養手当をひとり親世帯等の支給要件該当者に支給する。 〔目標値〕 設定なし	こども家庭相談課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2-R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7-R11年度）の目標と数値	担当課
15	子どもの人権	子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔具体的な取組〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図り、困っている児童生徒の早期発見につとめた。また就学援助や育英奨学金制度等による経済的な支援を行った。 〔課題〕 ・本人が経済的に困っていることを言い出しづらいことが多いため、いかにそのような中で困っている児童生徒を発見していくかが重要である。	B	〔目標〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図りながら、児童生徒に丁寧に関わっていく。 【目標値】 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
16	子どもの人権	子どもの権利の普及・啓発の推進	・子どもを一時的な保護対象としてではなく、子ども自身が自立する力を支えるとともに、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような機運を醸成します。また、子どもの権利条約や改正児童虐待防止法の内容を踏まえ、子どもの権利が守られるよう教育関係者、保護者等を中心に子どもに関わるすべての人々に対して普及・啓発を図ります。	【実績・成果】 要保護児童対策協議会を構成する庁内関係課、学校園、児童相談所等を対象に研修会を実施。R2年度は1回、R3年度以降は毎年5回実施し、児童虐待対応について関係機関の意識の向上を図った。 R2 要対協の役割 R3 要対協の役割、アンガーマネジメント、事例検討等 R4 要対協の役割、ヤングケアラー、事例検討等 R5 要対協の役割、ヤングケアラー、事例検討等 R6 要対協の役割、ヤングケアラー、事例検討等 ・11月の児童虐待防止月間を中心に啓発を行った。 児童虐待防止キャラバン隊によるメッセージ伝達式、オレンジリボンたすきリレー、オレンジリボンライトアップ、のぼり旗設置、広報掲載などにより児童虐待防止啓発 〔課題〕 虐待対応をする中で、しつげと称し、大人から子どもへの暴力を容認する風潮が見受けられる。児童虐待防止月間等における効果的な普及・啓発が必要である。 子どもの人権をテーマにした自治会人権学習会の取組支援については、人権政策課、地域総合センターと連携して進める必要がある。	A	〔目標〕 ・引き続き、要保護児童対策協議会において研修会を実施し、関係機関の職員等の意識と能力の向上を図る。 ・児童虐待防止月間を中心に様々な機会を通じて、児童虐待防止啓発に取り組む。 【目標値】 設定なし	子育て応援室
17	子どもの人権	子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 《保育所等整備》 R3：小規模保育所5か所（95人） 守山幼稚園を認定こども園化（80人） R4：洛和みずのさと保育園（60人） R6：よしみ乳児保育園（55人）、小規模保育所（19人） 《放課後児童クラブ》 R3：守山児童クラブ（38人） 吉身スポキッズ児童クラ（34人） R4：立入児童クラブさくら（40人） R5：玉津児童クラブ（40人） R6：物部スポキッズ児童クラブ（40人） 〔課題〕 《保育施設整備》 待機児童解消に向け、施設整備を進めてきたが、共働きの増加等による保育ニーズが高まっており、解消には至っていない。 《放課後児童クラブ》 保育施設同様に受け皿確保に努めたものの、利用ニーズが高いため、受け皿の確保を検討していく必要がある。	B	〔目標〕 《保育所等整備》 以下の整備を進め、令和9年度に向けた待機児童解消を図る。 R7 小規模保育所（19人） R8 保育所（90人） 《放課後児童クラブ》 子どもの放課後の居場所として、従来の放課後児童クラブだけでなく、多様な居場所のニーズが高まっている。令和7年度より、放課後児童クラブの利用ニーズに様々な形で応えていくための「小学生の放課後の居場所検討」を進め、令和9年度に課題のある玉津小学校区および中洲小学校区において、新たな居場所事業を開始する。 【目標値】 《保育所等整備》 待機児童ゼロの達成（令和9年度） 《放課後児童クラブ》 玉津小学校区、中洲小学校区における新たな居場所事業の開始（令和9年度）	こども政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
17	子どもの人権	子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 各園における未就園事業の充実や幼稚園預かり保育事業の拡充を行い、子育て支援センター的な役割を果たせるよう努めてきた。 〔課題〕 保育ニーズは年々増加傾向にあることから、保育人材の定着化や保育者の人材育成が必要である。	A	〔目標〕 ・安心して子育てができるよう今後も園が子育て支援センター的な役割を果たせるよう、未就園事業や子育て相談の充実を図る。 ・様々なケースを抱える家庭があるため、必要に応じて関係課と連携をとり、支援体制を整えていく。	幼保支援室
18	子どもの人権	子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進	・次世代を担う子どもが夢や希望を持ち、いきいきと健やかに育っていくため、自らの意見を表明できる機会を提供します。また、人権尊重を基盤において子どもの意見や思いを育てる場づくりを行います。	〔成果〕 毎年度「中学生広場～私の思い守山大会～」を開催し、市内6中学校（市立4中、県立守中、立命館守山中）の代表者の意見発表と中学校の活動発表を行っている。大会当日は、例年500人程度の参加（聴衆者）があり、中学校の代表者が自らの思いを訴えることができています。 〔課題〕 幅広い年齢層の参加を促進すること。	B	〔目標〕 同年代をはじめ、幅広い年齢層に参加いただき、今日の中学生が日々感じていること、考えていることを伝える。 【目標値】 参加者数600人前後を確保するとともに特に若い世代の参加者の増加を目指す。	社会教育・文化振興課
19	障害者の人権	障害者に対する虐待防止の推進	・障害者に対する虐待の未然防止と早期発見に努め、事案が発生した時には、そのケースに応じ、関係機関と連携して、迅速に対応を行います。 ・障害者に対する虐待防止に関する啓発に努めます。	〔成果〕 緊急一時保護の居室について、三障害（身体・知的・精神）に対応できる事業者による緊急一時保護先の確保を行った。 ・令和6年度 利用実績 0件 2か月に1回、障害者自立支援協議会の相談支援部会において、障害者の権利擁護にかかる事例検討等を実施した。 〔課題〕 県内に2か所の一時保護所を確保しているが、心身に重い障害がある人や医療を必要とする人にも対応可能な体制整備が必要である。	B	〔目標〕 障害者虐待防止に関する正しい理解の促進 【目標値】 障害者自立支援協議会等での研修 1回以上	障害福祉課
20	障害者の人権	権利擁護の充実	・判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	〔成果〕 社会福祉協議会、成年後見センターもだま、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく等の関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めたことにより、障害のある人の権利擁護を推進できた。また、報酬助成制度の活用により後見人等の担い手の確保を行った。 ・成年後見制度利用等に関する市民向け相談会 7回（内守山市内で実施2回） 〔課題〕 成年後見制度・地域権利擁護事業の支援内容の理解等が未だ進んでいない状況である。	A	〔目標〕 支援者や利用者、地域社会における成年後見制度・地域権利擁護事業の支援内容の理解促進 【目標値】 成年後見制度利用等に関する市民向け相談会 2回以上/年	障害福祉課
21	障害者の人権	障害を理由とする差別の解消	・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。 ・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 障害者差別解消法の本格施行に伴い、「広報もりやま」・市HPへの掲載や障害者自立支援協議会にて説明を行い、具体的な取組の必要性の周知・啓発を行った。 〔課題〕 市民の障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等の認知が、まだ十分とは言えない状態である。	B	〔目標〕 障害者差別解消法に基づく正しい理解促進 【目標値】 権利擁護等に関する相談会、出張相談、勉強会等を開催 10回	障害福祉課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 障害者手帳交付時等において、県の実施する車椅子使用者等用駐車場利用証制度やヘルプマークについての周知・啓発に努めた。ヘルプマークへの認知度も増している。 〔課題〕 障害のある人の施設の優先利用（駐車スペース等）への配慮について、より一層の啓発が必要である。	B	〔目標〕 関係団体、関係課との連携によるユニバーサルデザインの促進 【目標値】 ユニバーサルデザインの周知・啓発 1回以上/年	障害福祉課
22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー（以下「UDアドバイザー」）を委嘱（委嘱機関：R5年4月1日～R7年3月31日）し、新庁舎建設に係る会議（庁舎整備推進室）や自治会主催の防災訓練（危機管理課）等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 ○5月各学区自治会長において、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練実施について、周知を図った。 ○新庁舎建設 R5.5完成前 視覚障がい者による点字シールの内容・場所の検討 R5.9完成直後 今までのUD会議による意見が反映されているかの確認 〔課題〕 自治会へ向けて、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練について周知を図ったが、訓練実施に向けた相談はなくUDアドバイザーの活躍の場が少なくなっており、UDが普遍的概念であることを踏まえ、UDアドバイザーのあり方検討が必要。	B	〔目標〕 ユニバーサルデザインの考え方については、第5期地域福祉計画の理念の中に反映し、各施策にその考え方が浸透するよう、他部局と連携します。 ※平成28年度に一般施策化しており、当課としても事業を持っていないため、あくまで間接的に関わっていくことを明記する。 【目標値】 庁内地域福祉推進会議等でユニバーサルデザインの考え方についての研修・啓発の実施。 年1回	健康福祉政策課
22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、建築確認（計画通知）や条例に基づく届出（通知）において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。 〔課題〕 障害のある人等に配慮した施設整備を行うには相応の施工面積を必要とすることから、小規模施設においては平面計画等を優先した結果、施設整備が困難となる事例も見受けられる。	A	〔目標〕 円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けている一定の規模以上の建築物に対して、だれもが安心して利用できる施設の整備が適切に行われるよう指導・助言を行います。	建築課
22	障害者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ・市の管理している道路について、誰もが安全安心に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕（舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など）に努めた。 〔課題〕 ・アスファルトやインターロッキングの段差の解消には、専門的な施工技術が必要であり、修繕費に対する財源の確保が課題である。	B	【目標】 ・ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安全安心に通行できるよう点検を実施し、危険箇所の早期発見、解消および整備を進めていく。	道路河川課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
23	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。	〔成果〕 基幹相談支援センターにおいて多様な相談に対応し、適切なサービス等に繋がられるよう努めた。 相談延べ件数（R6年度：14,842件）	B	〔目標〕 基幹相談支援センターによる地域における相談支援事業者のスキルアップ 【目標値】 基幹相談支援センターの訪問同行等による専門的な指導・助言件数 300件	障害福祉課
24	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 企業訪問時のアンケートで障害者雇用の現状・課題や今後の意向等を聞く調査を実施（129社対象、116社回答） 10/17にハローワークと共催で守山市障害者就職フェアを開催。支援制度・事例紹介セミナーと面接会の二部構成（セミナー17社・面接会10社参加）。 〔課題〕 さまざまな障害特性や障害者雇用の事例について理解を深めていただくため、研修を推進する必要がある。	A	〔目標〕 企業等への障害者理解を促進することにより、就労促進および定着をはかる。 【目標値】 年間就職件数（働き・暮らし応援センターりらく相談者）30件	障害福祉課
24	障害者の人権	地域における生活支援	・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 障害者雇用の促進を図るため、市・商工会議所・草津公共職業安定所の共催で障害者就職フェアを開催した。令和3年度より面接会だけでなく、障害者雇用支援制度についてのセミナー（事業者向け）を合わせて開催し、仕事内容・職場での配慮内容等の説明のみを希望する障害者の参加も可能とし、事業者・障害者ともに参加しやすい内容とした。このことにより、障害者雇用の促進に繋げることができた。 ・障害者就職フェア（毎年10～11月に開催） 面接参加事業者： （R2 5社、R3 5社、R4 10社、R5 9社、R6 10社） 参加求職者数： （R2 12名、R3 16名、R4 22名、R5 17名、R6 23名） 就職者数： （R2 5名、R3 0名、R4 5名、R5 1名、R6 3名） 〔課題〕 ・事業者と求職者との間で、職務・適性のミスマッチや認識のギャップが見受けられる場合もあり、企業・事業所側には障害者雇用に必要な環境整備、求職者側には就労に必要な生活習慣や職業規範の理解や準備が求められる。 ・面接会の参加企業の大半は、障害者雇用に積極的な事業所であり、新規の受入事業所の開拓が必要である。	A	〔目標〕 障害者雇用促進法施行令の一部改正により民間企業の法定雇用率が段階的に引き上げられるなか、更なる障害者雇用を促進するため、障害者の更なる就労を促進するため、障害者就職フェアを引き続き開催する。開催内容としては、昨年度の課題を見据え開催要項を作成し、事業者・障害者ともに参加しやすい、魅力ある内容とする。 また、事業者の障害者雇用の需要を掘り起こすため、商工業活性化推進員を中心に受入事業者の開拓を進める。 【目標値】 ・面接参加事業者 10社以上 ・参加求職者数 25名以上 ・障害者就職フェアにおける就職者数 5名以上	商工観光課
25	障害者の人権	ノーマライゼーションの理念等の普及	・障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。	〔成果〕 R6年11月23日（祝）もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深めた。 〔課題〕 より多くの市民に参加してもらえるような取組が必要。	A	〔目標〕 ノーマライゼーション理念等の普及による安心できる地域生活 【目標値】 障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数 10回以上/年	障害福祉課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
26	障害者の人権	ノーマライゼーションの 理念等の普及	・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対 する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 随時、障害者スポーツ大会やパラスポーツ大会等の周知を 行った。 〔課題〕 障害者と健常者も参加できるスポーツイベントにおいて、障 害者の参加者数が伸び悩んでいる。	B	〔目標〕 パラスポーツ参加者の増加 【目標値】 パラスポーツ大会等の周知 10回以上/年	障害福祉課
26	障害者の人権	ノーマライゼーションの 理念等の普及	・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対 する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 東京パラリンピックでトルコ共和国のホストタウンとして、ゴー ルボールと視覚障害者柔道の事前合宿を実施し、共生社会の 実現に向けて取り組んだ。小中学校等での障害者スポーツ体 験会を実施した。 〔課題〕 特になし。	A	〔目標〕 小中学校等でユニバーサルスポーツ普及推進事業を実施 【目標値】 9小学校で実施	スポーツ振興課
27	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等 の防止の推進	・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事 案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行 います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	〔成果〕 虐待通報の連絡が入った場合には、長寿政策課やケアマネ ジャー等と連携し、48時間以内にスクリーニング会議を行うな ど迅速な対応に努めた。 ・民生委員児童委員協議会等で高齢者虐待の啓発チラシの 配布を行い、相談窓口等の周知啓発を図った。 ・有線放送：5回（高齢者の権利擁護） ・高齢者の権利擁護関係出前講座：14回（R6年度までの実績） 〔課題〕 高齢者虐待の早期発見・早期支援のため、継続的に市民や関 係機関への周知啓発が必要である。	A	〔目標〕 ・事案発生時は迅速に関係課・関係機関と情報共有し、虐待 支援マニュアルに基づいて対応を行う。 ・高齢者の権利擁護（虐待防止等）について出前講座を行い、 虐待への気づきやその支援について周知啓発を行う。 ・有線放送（声の広報）にて、高齢者の権利擁護について周知 を行う。 【目標値】 ・高齢者虐待の防止に関する啓発ちらしの配布により、相談窓 口等の周知啓発を図る。 ・有線放送：1回/年（高齢者の権利擁護、成年後見制度） ・高齢者の権利擁護についての出前講座等： 3回/年	長寿政策課・地域 包括支援センター 介護保険課
27	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等 の防止の推進	・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事 案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行 います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	〔成果〕 市民や介護サービス事業者等が虐待行為や虐待が疑われる 事例を発見した場合には、相談や通報につながるよう、相談 窓口の周知に努めた。ケアマネジャーや民生委員・児童委員 等関係者へ下記の会議等を通して、高齢者の虐待防止と相談 先の周知に努めた。 ・居宅介護支援事業所管理者会議での周知 （4月） ・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 （3月） ・虐待モニタリング会議の開催 年4回実施（6、9、12、3 月） 〔課題〕 高齢者の増加により、虐待事案が増加すると見込まれるた め、継続して、ケアマネジャーや民生委員と連携を図る中、 相談窓口の周知等を行う必要がある。	B	〔目標〕 市民や介護サービス事業者等が虐待行為や虐待が疑われる 事例を発見した場合には、相談や通報につながるよう、相談 窓口の周知啓発を行う。ケアマネジャーや民生委員・児童委 員等関係者へ下記の会議等を通して、高齢者の虐待防止と相 談先の周知を行う。 【目標値】 ・ケアマネジャー研修での周知 年2回 ・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 年2回 ・虐待モニタリング会議の開催 年4回	長寿政策課 介護保険課
28	高齢者の人権	高齢者に対する虐待等 の防止の推進	・高齢者が被害に遭いやすい悪質商法等の消費者被害 について、広報等で周知・啓発を行い、被害防止に努め ます。	〔成果〕 高齢者向けパンフレットや消費生活センターの周知を目的と した啓発品を、高齢者対象の講座の場や消費生活センター窓 口で配布したことにより、相談できる場所としての周知につな がった。 〔課題〕 高齢者の被害防止や被害回復・救済にあたっては、地域包 括支援センターや民生委員等との連携が不可欠であり、見守 りのしくみを検討する必要がある。	A	〔目標〕 自治会等で出前講座を実施し、啓発に努める。 関係部局と連携しより効果的な啓発を行う。 【目標値】 年10回	生活支援相談課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
29	高齢者の人権	認知症の人等への支援	・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。	〔成果〕 ①認知症施策の推進 認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所において認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発に努めた。相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業を通じて、かかりつけ医や関係機関との連携、認知症の早期発見早期支援に努めた。 ・認知症サポーター養成講座の開催 168回実施10,535人受講 ・認知症講演会の開催 R5.12月実施 149人参加 R6.8.4月実施 536人参加 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事前登録者数 165人（R7.3） ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 保険加入者 155人（R7.3） ・行方不明高齢者等GPS機器購入費用等補助 15件	B	〔目標〕 ①認知症に対する理解を深め、住民による見守りネットワークを構築するため、学校や自治会、事業所において認知症サポーター養成講座や講演会を開催し、認知症の正しい知識や見守り支援の必要性について普及啓発を行う。相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業等を通じて、かかりつけ医や関係機関等との連携、認知症の早期発見早期支援を行う。 〔目標値〕 ・認知症サポーター養成講座の開催 150回 10,500人受講	長寿政策課
30	高齢者の人権	単身高齢者等への支援	・単身高齢者や高齢者世帯等が、不安を感じることなく生活ができるよう、安否確認の体制づくり（地域見守りネットワーク）や生活支援等の一層の充実を図ります。	〔具体的な取組〕 ①緊急通報システム、配食サービス ②各学区、自治会等で、高齢者の生活支援（ゴミ出し、電球替え等）等に新たに取り組む団体に対して、補助金を交付した。 ・高齢者いきいき活動推進補助金 23団体（R6） 〔課題〕 ・今後もひとり暮らし高齢者等、支援を必要とする人が増加するため、継続的なニーズ把握を行い、行政サービスだけではなく、地域での支え合いの気運を高める必要がある。	B	〔目標〕 ①緊急通報システム、配食サービス ②・いきいき活動推進補助金の活用事例を広報等で周知し、新たに取り組む団体の増加を図る。 ・生活支援体制整備事業における2層協議体を生かし、コーディネート者の活動により、地域での団体の立ち上げ、継続を支援する。 〔目標値〕 いきいき活動推進補助金 補助団体 25団体	長寿政策課
31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー（以下「UDアドバイザー」）を委嘱（委嘱機関：R5年4月1日～R7年3月31日）し、新庁舎建設に係る会議（庁舎整備推進室）や自治会主催の防災訓練（危機管理課）等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 ○5月各学区自治会長において、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練実施について、周知を図った。 ○新庁舎建設 R5.5完成前 視覚障がい者による点字シールの内容・場所の検討 R5.9完成直後 今までのUD会議による意見が反映されているかの確認 〔課題〕 自治会へ向けて、UDアドバイザーを活用した自主防災訓練について周知を図ったが、訓練実施に向けた相談はなくUDアドバイザーの活躍の場が少なくなっており、UDが普遍の概念であることを踏まえ、UDアドバイザーのあり方検討が必要。	B	〔目標〕 ユニバーサルデザインの考え方については、第5期地域福祉計画の理念の中に反映し、各施策にその考え方が浸透するよう、他部局と連携します。 ※平成28年度に一般施策化しており、当課としても事業を持っていないため、あくまで間接的に関わっていくことを明記する。 〔目標値〕 庁内地域福祉推進会議等でユニバーサルデザインの考え方についての研修・啓発の実施。…年1回	健康福祉政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2-R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7-R11年度）の目標と数値	担当課
31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、建築確認（計画通知）や条例に基づく届出（通知）において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。 〔課題〕 高齢者に配慮した施設整備を行うには相応の施工面積を必要とすることから、小規模施設においては平面計画等を優先した結果、施設整備が困難となる事例も見受けられる。	A	〔目標〕 円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けている一定の規模以上の建築物に対して、だれもが安心して利用できる施設の整備が適切に行われるよう指導・助言を行います。	建築課
31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕・市の管理している道路について、誰もが安全安心に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕（舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など）に努めた。 〔課題〕アスファルトやインターロッキングの段差の解消には、専門的な施工技術が必要であり、修繕費に対する財源の確保が課題である。	B	〔目標〕 ・ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安全安心に通行できるよう点検を実施し、危険箇所の早期発見、解消および整備を進めていく。	道路河川課
31	高齢者の人権	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕バスとタクシーを補完する、デマンド乗合交通「モーリーカー」については、様々な制度改善を実施し、利便性の向上に努める事ができた。 【登録者数】R2 1,790人 R3 1,816人 R4 2,225人 R5 2,647人 R6 2,865人 【件数/日】R2 19.6件 R3 30.1件 R4 42.1件 R5 54.1件 R6 66.9人 〔課題〕バスが減便傾向にある中、「モーリーカー」へのニーズが増加しているが、限られた資源の中でニーズを満たす事が困難である。	A	〔目標〕 地域公共交通全体の状況を踏まえる中、「モーリーカー」制度全体のあり方の見直しを図るとともに、利便性向上に向けた制度改善を実施する。 【目標値】 〇〇件/日 ※今年度、モーリーカーの制度見直し等を検討するため、現行制度での利用件数を目標値とする事は馴染まないため、一旦〇〇件で報告します。	都市計画・交通政策課
32	高齢者の人権	福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	〔成果〕 介護保険住宅改修による給付と、高齢者住宅小規模改造助成事業の実施により、段差解消など日常生活動作がしやすい住宅環境の整備に寄与した。また、必要に応じて現場確認を行うなど事業の適正化に努めた。 〔実績〕 介護保険住宅改修198件、高齢者住宅小規模改造助成事業5件（過去5年（R2-R6年度）の平均） 〔課題〕 サービスが必要な方が増える中、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、制度の周知を行い事業の適正化に努める必要がある。	A	〔目標〕 高齢者の増加により年々事業費が増加する中、介護保険法や助成事業実施要綱に基づき、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、ケアマネ研修等で制度の理解や徹底周知に努め、引き続き事業の適正化に努める。 〔目標値〕 介護保険住宅改修200件 高齢者住宅小規模改造助成事業5件（年平均）	介護保険課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
32	高齢者の人権	福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	【具体的な取組】 ①総合事業の継続実施 ②計画取組 ③生活支援体制整備 第1層および第2層に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、市老人クラブ連合会、市シルバー人材センター、市社会福祉協議会等、地域の多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組んだ。 【課題】 生活支援体制整備事業における各学区の第2層協議体では、学区ごとに高齢者の生活支援等について話し合いを行い、具体的な取り組みが進んでいるが、今後も様々な関係者の参画による取組の評価、継続が必要。	B	【目標】 ①総合事業 ②計画取組 ③生活支援体制整備 第1層および第2層に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、市老人クラブ連合会、市シルバー人材センター、市社会福祉協議会等、地域の多様な主体の参画により、地域資源の発掘・創出や、支援者のネットワークの構築等に取り組む。 【目標値】 安全安心に暮らせる住環境が整っていると感じる人の割合 50% 今後も暮らし続けていく上での生活の利便性がよいと感じる人の割合 55%	長寿政策課
33	高齢者の人権	社会参画の促進	・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいづくりを推進します。 ・活躍できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組みづくりに取り組みます。	【成果】 生きがいや役割をもって活動することが介護予防にもつながることから、身近な地域での趣味の活動や交流、社会参加の機会の提供などを通していきがいづくりへの支援を行った。 ①すこやかサロン 自治会単位、学区単位で市内で広く開催されており、高齢者が身近な地域でつながりを持つきっかけになっている。 ②いきがい活動ポイント事業 ・高齢者の閉じこもり防止、ボランティア活動の推進につながった。 ③生活支援体制整備事業の推進 ・毎月開催される地域福祉推進会議や各学区等の話し合いの場（協議体）で高齢者の生活支援等について協議され、補助金を活用して、新たな活動を開始・継続する団体があった。 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 23件（うち、新規10件） 【課題】 ①②③：効果的な取組の周知 介護予防の取り組みをしていない人に対し、取り組みをはじめきっかけとなるよう、あらゆる機会を利用して、介護予防の必要性や具体的な取り組みについて啓発を行う必要がある。	B	【目標】 生きがいや役割をもって活動することが介護予防にもつながることから、身近な地域での趣味の活動や交流、社会参加の機会の提供などを通していきがいづくりへの支援を行う。 ①②サロン、いきがい活動ポイントについて、引き続き広報等により活動内容を紹介することで、新たな参加者や活動団体を増やしていく。 ③生活支援体制整備事業 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度である「いきいき活動推進補助金」について、補助金の活用事例の紹介を行い、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。 【目標値】 いきいき活動推進補助金 補助団体 25団体	長寿政策課
34	外国人の人権	外国人に対する差別の解消	・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。	【成果】 自治会人権・同和問題学習会の開催にあたり、学習テーマや学習教材（資料・DVD等）の候補として「外国人の人権」を紹介し、活用いただいた。 指導者を対象に、在日コリアンに対する差別の歴史や現状に関する研修会を複数回開催し、インターネットのヘイト情報に惑わされない正しい知識を得た。 【課題】 現在総人口の1％強の外国人が市内で生活しており、その割合は増加傾向にある。言葉や習慣、文化の違いによる偏見や差別意識を解消するための研修機会を積極的に設ける必要がある。	B	【目標】 在住外国人が増加している現状を鑑み、市民が外国人市民に関わる問題を自分ごととして考えられるよう、自治会や学区で「外国人の人権」をテーマとした研修の開催を促進する。 【目標値】 「外国人の人権」をテーマにした学習会の回数 R6：9回 → R11：20回 外国人、外国人市民に関わる問題についての関心率 R6：31.9％ → R11：40％	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2-R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7-R11年度）の目標と数値	担当課
35	外国人の人権	外国語による情報提供、 日本語指導の推進	・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。	〔成果〕 ○市国際交流協会への委託および補助事業等により、下記の施策を実施し、在留外国人が快適に日常生活を送れる環境整備に努めた。 ・日本語教室の実施 年42回開催（R6年度延べ294人参加） ・外国人随時通訳相談受付 在住外国人からの希望を受けて通訳を派遣、市役所の窓口など複雑な手続きを必要とする場面など相談支援を行った。（R6年度11件） ・「みみタロウ」の配布 2か月に1度、滋賀県国際協会発行の在住外国人向け多言語生活情報誌「みみタロウ」を希望者に郵送し、日常生活の手助けとなる情報提供を行った。R7.3月現在、27世帯）。 ・「生活ガイドブック」配布 外国籍転入者を対象に、各言語（ポルトガル語、中国語、英語）による「生活ガイドブック」を配布し、住民登録の方法や各手当の受給方法、ごみの出し方注意などの案内を行った。 〔課題〕在住外国人はわずかながらではあるが増加傾向にあることから、困りごと等がないか実情の把握に努めていく必要がある。	A	〔目標〕 引き続き、日本語教育の充実や生活情報誌の配布およびホームページ等により必要な情報提供を行う。また、やさしい日本語での情報提供を推進する。同時に、国際交流協会の取組や行政情報も併せて案内することで、現在提供しているサービスを活用していただけるよう周知に努める。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要なサービスにつなげる。 〔目標値〕 「みみタロウ」配布先世帯 R6：27世帯→R11：35世帯	市民協働課
36	外国人の人権	外国人に対する就労支援	・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。	〔成果〕 令和2年度にはアンケート調査、令和3年度および令和6年度下期には企業訪問を通じ、外国人の雇用状況の把握を行った。また、国際交流協会や市民協働課などの関係団体および関係課と連携を図る中、外国人向けの就労情報発信や、外国人就労者からの相談対応を行うことができた。 〔課題〕 ・監理団体を経由した外国人受入であれば、同団体による生活面のフォロー体制が一定確立されているが、企業の直接受入の場合は、その支援体制に企業ごとに差があり、外国人が孤立する可能性がある。 ・日本の雇用慣行等に関する知識不足や言語・文化等の相違により、就労トラブルが生じる場合がある。 ・技能実習法の改正（育成就労制度の創設等）による外国人就労への影響等を把握する必要がある。	B	〔目標〕 企業訪問やアンケート調査等を通じ、外国人就労者についての実態把握を引続き行い、支援が必要な場合は市民協働課・生活支援相談課や関係機関と連携し、対応する。 また、企業内人権教育推進協議会の各種研修などを通じて、外国人の人権に対する啓発に取り組むほか、相談者の状況に応じて必要な支援情報を提供できるよう、日頃から情報収集と関係機関との連携に努める。	商工観光課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
37	外国人の人権	多文化共生社会・国際理解の推進	・多様な価値観を認め、支え合い、ともに地域づくりが行えるよう、姉妹都市への使節団および学生の派遣や多文化理解促進に向けた異文化交流サロン等を通じ、国際理解推進や国際意識の向上を図り、また多文化共生社会の構築に努めます。 ・国籍を問わず、汎用性が高いコミュニケーション手段である言語、「やさしい日本語」を介したコミュニケーションの普及や交流を図り、相互理解の促進に努めます。	〔成果〕 国際交流協会との連携を図り、市民ボランティアの方々の協力のもと、「MINNAのサロン」（日本文化体験等）を5回開催。（R6実績：延81名） また毎年3月には「国際交流の広場」開催し、令和6年度は約700人が参加した。 市民と在住外国人の方々と交流できる場を設けることで、多文化共生に対する理解が深まった。 〔課題〕 在住外国人はわずかながらではあるが増加傾向にあることから、困りごと等がないか実情の把握に努めていく必要がある。	A	〔目標〕 引き続き、「国際交流の広場」など多文化共生に対する理解が深まるようなイベントを、国際交流協会との連携を図りながら開催する。 それぞれの地域で住みやすい生活環境が創造できるよう、国際交流協会や市民ボランティアの方々の協力のもと、必要な対策を実施する。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要な施策・事業につなげる。 姉妹都市からの訪問を受け入れ、地域の方との交流の場を設けるとともに、ホームステイ等を通じ、市民に他国の文化や習慣を理解してもらえるよう努める。 【目標値】 MINNAのサロン参加者数 R6実績：延81名→R11：120名 国際交流の広場参加者数 R6実績：約700名→R11：800名	市民協働課
38	外国人の人権	外国人児童・生徒への教育	・日本語指導員による支援体制の充実を図り、日本語の理解が十分でないために学力低下や学校生活に支障をきたすことがないよう、一人ひとりの習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進します。 ・母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。	〔成果〕 ・日本語指導員が対象児童生徒に寄り添いながら、教科学習の支援や生活支援を行うことで、安心して学校生活を送り、学習理解が深まった。 〔課題〕 ・海外現地校から転入してきた日本語指導を必要とする児童生徒が増えているので、日本語指導の必要性が大きい。	A	〔目標〕 ・対象児童生徒についての情報交換を日本語指導員と教員が積極的に行うことで、協力して児童生徒への支援を図る。 ・日本語指導員と対象児童生徒の触れ合いや信頼関係を大切にしながら、学習理解を深め、学習意欲の向上に努める。 【目標値】 ・対象児童生徒も対する日本語指導を週2時間を基本として、適切に指導する。	学校教育課
39	外国人の人権	国際理解教育の推進	・自分の国の伝統・文化を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力を身につける等、国際社会に貢献できる資質や能力の育成に努めます。	〔成果〕 ・日本の伝統楽器や百人一首などの文化についてさまざまな機会で学ぶことができた。外国語の授業ではALTから出身国の文化を学ぶなど、理解を深めた。 ・レナウイ中学生派遣受入事業を通して、を通して、異文化を理解する機会をもてた。 〔課題〕 ・レナウイからの中学生訪問団を受け入れて、学んだことを、市内の中学生に広めることが難しい。	B	〔目標〕 ・さまざまな学習の場面で自国の文化・伝統に触れるとともに、他国の文化に触れる機会を設けていく。また体験的な学習も計画していく。 ・レナウイ中学生派遣受入事業を通して、守山市の中学生がホームステイや学校生活、家庭での協働生活の体験を通して、異文化理解を深め、国際感覚を身につける。 【目標値】 ・ALTの活用計画を各校園で適切に立てる。	学校教育課
40	患者の人権	患者等に対する差別の解消	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的な人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。	〔成果〕 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を教材化し、患者等に対する差別についての研修会の開催や啓発資料の配布などを行うことで、指導者や市民に対する教育・啓発活動を行った。 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害については市民の関心が高いが、HIV感染者やハンセン病患者等に対する市民の関心は低い。研修会や啓発資料の配布等により、市民の正しい理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する必要がある。	B	〔目標〕 令和3年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、差別の防止にかかる規定が設けられたことを踏まえ、研修会の開催や啓発資料の配布などを通してHIVやハンセン病を含めて理解を促進し「感染症等に起因する差別を行わない」という市民意識の醸成に努める。 【目標値】 市民、指導者層を対象とした研修会の開催 1回以上	人権政策課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票

＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
40	患者の人権	患者等に対する差別の解消	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。	〔成果〕 人権講座においてR2年度とR5年度には「感染症と人権」をテーマに講師を招き市民啓発を行った。また、センター通信を通じて市民啓発を行った。 ・センター通信での関係する啓発 2回 ・関係する人権講座 2回 〔課題〕 新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きをみせているが、様々な感染症にかかる差別防止について引き続き啓発に取り組む必要がある。	B	〔目標〕 人権講座や自治会研修、教職員研修などを通じて感染症について市民啓発を行っていく。 【目標値】 ・センター通信における関係する啓発 2回 ・関係する人権講座 2回	地域総合センター
41	患者の人権	感染症に関する正しい知識の普及・啓発	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	〔成果〕 新型コロナウイルス感染症の正しい知識をホームページ等で周知するとともに、障害者の就労支援事業所の従事者に対し、感染予防と感染者の人権保護に関する講義を行った。また、随時、市民からの個別相談に対応した。 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症やHIV感染症の他にも、様々な感染症があることから、それらに対する正しい知識の普及啓発が必要である。	A	〔目標〕 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症については、引き続き、関係機関と連携しながら、感染症予防についての正しい知識を広報や有線放送、自治会回覧等のツールを用いて啓発する。 また、厚生労働省や滋賀県からの最新情報を確認し、随時ホームページや安全・安心メール等を更新する。 また、市民からの個別相談があった時には丁寧に対応する。	すこやか生活課
42	性的指向・性自認等	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 自治会人権・同和問題学習会の開催にあたり、学習テーマや学習教材（資料・DVD等）の候補として「性的指向・性自認等」を紹介し、活用いただいた。 市や学区において広く市民を対象に「性的指向・性自認等」に関する研修会を複数回開催し、啓発に努めた。 令和6年9月から開始された「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に連携し、行政サービスの対象者の拡大を行った。 〔課題〕 「LGBT理解増進法」や「パートナーシップ宣誓制度」の認知度向上に努めるとともに、特に関心の低い高齢層への啓発活動を推進する必要がある。	B	〔目標〕 ・LGBT理解増進法の主旨をふまえ、性的指向、性自認など多様な性のあり方について、学習教材（資料、DVD）を活用した市民学習を行う。 ・パートナーシップ宣誓制度の周知に努める。 【目標値】 市民、指導者層を対象とした研修会の開催 1回以上 「性的指向・性自認等」をテーマにした学習会の回数 R6：6回 → R11：20回 LGBTQ（性的マイノリティ）のについての関心率 R6：34.0％ → R11：50％	人権政策課
42	性的指向・性自認等	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 人権講座や自主活動学級の講師として、性的マイノリティーの方を招き、幼少期から成長段階での生活での思いや成人後の実生活について語っていただいた。 ・関係する人権講座 5回 ・関係する小学生自主活動学級 2回 ・関係する中学生自主活動学級 1回 〔課題〕 性の多様性についての理解を一層広げるため、継続して啓発する必要がある。	B	〔目標〕 市民や子育て中の保護者を対象とした人権講座をはじめ、若い世代にも啓発できるよう小学生自主活動学級の中にもセクシュアリティをテーマとした内容を取り入れて各世代に啓発を実施する。 【目標値】 ・関係する人権講座 5回 ・関係する小学生自主活動学級 5回	地域総合センター
43	性的指向・性自認等	子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、性的指向・性自認等に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 ・教職員研修で性の多様性のテーマをあげたり、人権学習や性教育の中でLGBTに触れて学習が行われた。 ・守山市人権同和教育研究会の作文発表で、性の多様性がテーマとなるなど、子どもたちにとって身近な話題となっている。 〔課題〕 ・捉え方に偏りがみられることもあるため、一層の研修が必要である。	B	〔目標〕 ・人権学習や性教育の時間などさまざまな視点から性的指向・性自認等についての学習を行い、正しい理解を深めていく。 ・性の多様性についての学習を充実させる。 【目標値】 ・各小中学校で学習を年1回以上実施する。	学校教育課

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度		参考1
A	取組がされており、成果は十分	
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない	
C	取組がほとんどない	

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度（A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
44	インターネットによる人権侵害	関係機関との連携による対応	・インターネットによる人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して、大津地方法務局や公益財団法人滋賀県人権センター等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	〔成果〕 インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応することになっており、年1回シミュレーションを実施し、的確な対応方法の確認を行った。 〔課題〕 インターネットによる人権侵害等には迅速かつ的確な対応が求められることから、日頃から対応に関する意識づけを行う必要がある。	B	〔目標〕 インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルにおける対応について年1回シミュレーションを実施していく。 令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、インターネットによる人権侵害等の対応について最新の情報収集に努める。 【目標値】 シミュレーションの実施 年1回	人権政策課
45	インターネットによる人権侵害	啓発・広報の推進	・研修会・講演会の開催や、県等で実施される研修会への参加、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、インターネットによる誹謗中傷等の発生を未然に防ぐための取組を推進します。	〔成果〕 スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネット上への誹謗中傷の書き込みなどや個人情報の流出等の人権侵害が社会問題となっているため、情報モラルやネット差別の現状についての研修会に参加し、ネット差別を未然に防ぐために大切なことについて学ぶことができた。 〔課題〕 研修で学んだことを市民に還元し、ネット差別の加害者にも被害者にもならないために心掛けることについて、市民を対象とした研修を進める必要がある。 人権・同和問題学習会において「インターネットと人権」をテーマに選択される自治会が増加傾向にあることから、指導者を対象とした研修を充実させる必要がある。	B	〔目標〕 滋賀県人権センターが主催する「インターネット人権マスター講座」（年2回）に参加する。 インターネットによる人権侵害等の現状だけでなく、令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」など最新の情報に基づき、人権侵害の対処法についても学べる研修会を、指導者を対象に開催する。 【目標値】 市民を対象とした研修会の開催 1回以上 指導者を対象とした研修会の開催 1回以上 他機関主催の研修会への参加 2回以上	人権政策課
46	インターネットによる人権侵害	子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 ・各校でSNSや動画共有サイトなどインターネット等の人権に関する授業や講話を行い、児童生徒の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。 〔課題〕 ・インターネット上の人権侵害や情報流出は学校現場では発見することが難しい。	B	〔目標〕 ・児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、警察など関係機関との連携を密にする。インターネット上の人権侵害に関する授業・講話を行い、的確な対応ができるように努める。 【目標値】 ・授業を年1回以上実施する。	学校教育課
46	インターネットによる人権侵害	子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 R3：就学前、小中学生の子ども保護者向けの啓発動画を作成。 R4：就学前、小中学生のの子ども保護者向けの啓発動画を作成し啓発実施 R5：就学前の保護者への啓発動画を活用した啓発、小・中入学説明会で啓発チラシを配布。 R6：就学前の保護者への啓発動画を活用した啓発、小・中入学説明会で啓発チラシを配布。 〔課題〕 インターネットネットをめぐる誹謗、中傷等をはじめとする人権侵害は日々変化した形で発生している。	B	〔目標〕 保護者への啓発を行う。 【目標値】 年1回、就学前園児の保護者に対して、入園説明会や保護者向け人権研修会等を活用し、SNS等での発信内容に関する啓発を行う。	幼保支援室

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」における施策事業の取組状況等調査票
＜第4次総合推進計画中間見直しに向けた状況調査＞

成果度	
A	取組がされており、成果は十分
B	取組はあるが、成果は十分とはいえない
C	取組がほとんどない

参考1

※事業担当者の自己評価により記入してください。

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	過去5年（R2～R6年度）の成果と課題	成果度 （A・B・C）	今後5年（R7～R11年度）の目標と数値	担当課
47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 インターネットによる人権侵害等が発生した際に迅速かつ的確な対応をとれるよう、外部研修会へ参加し、職員の資質向上に努めた。 人権・同和教育行政推進班員を対象に「インターネットと人権」についての研修会を開催し、人権侵害の現状や対応についての共通理解を図った。 〔課題〕 インターネットによる人権侵害等やその対応に関する情報は年々変化している。人権侵害等が発生した際に迅速かつ適切な対応をとれるよう、関係機関と連携を図り、最新の情報収集に努めるとともに、継続して職員の資質向上に努める必要がある。	B	〔目標〕 滋賀県人権センターが主催する「インターネット人権マスター講座」（年2回）に参加する。 令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、インターネットによる人権侵害等の対応について最新の情報収集に努める。 職員を対象に「インターネットと人権」に関する研修会を開催し、最新の情報を提供する。 【目標値】 職員を対象とした研修会の開催 1回以上 他機関主催の研修会への参加 2回以上	人権政策課
47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 「インターネット社会と人権」をテーマに県人権センターから講師招き、人権講座や自主活動学級で市民や小中学生、教職員を対象に啓発を行った。また、センター通信上で「インターネットと人権」についての啓発記事を掲載した。 ・関係する人権講座 2回 ・小学生自主活動学級 1回 ・中学生自主活動学級 1回 〔課題〕 ネット上では、数多くの差別が作られ、拡散されている状況であり、引き続き啓発に取り組む必要がある。	B	〔目標〕 小中学生自主活動学級において、「SNSと人権」をテーマに、トラブルの多い夏休み前に講座を実施する。 【目標値】 ・小学生自主活動学級 5回 ・中学生自主活動学級 4回	地域総合センター
47	インターネットによる人権侵害	職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 ・インターネット等の人権侵害の研修を行い、教職員の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。 〔課題〕 ・インターネット上の人権に関わる問題が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるような対応力を高める必要がある。	B	〔目標〕 ・インターネット上の人権侵害が発生したとき、教職員が的確な対応ができるようなスキルを身に付けるため、「インターネットと人権」に関する研修が実施できるよう、市内校園に情報提供を実施する。 【目標値】 ・研修情報を確実に周知する。	学校教育課
48	その他の人権	啓発や学習の推進	・その他の人権課題に対しても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。	〔成果〕 東日本大震災や能登半島地震などの大規模災害や近年多発している水害等の自然災害時の課題を教訓に、「災害時の人権」をテーマとしたリーフレットを作成した。 〔課題〕 「その他の人権」には様々な人権課題が含まれることから、人権課題の解消に向けて関係機関との連携を強化する必要がある。	B	〔目標〕 「その他の人権（災害発生時の人権問題、ホームレス・犯罪被害者とその家族・刑を終えて出所した人とその家族・北朝鮮拉致被害者・アイヌの人々の人権、ゲノム情報（遺伝情報）」の啓発については、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努める。 【目標値】 啓発資料やチラシの配布 年1回	人権政策課